



# 鳥取県公報

平成 25 年 9 月 13 日 (金)  
第 8 5 3 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の収納事務の委託 (676) (文化政策課) . . . 2 都市計画の変更 (677) (景観まちづくり課) . . . . . 2 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (678) (会計指導課) . . . . . 2 採石法による採取計画の認可の公表 (679) (鳥取県土整備事務所) . . . . . 3 砂利採取法による採取計画の認可の公表 (680) (〃) . . . . . 3 砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (681) (〃) . . . . . 3
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (7) . . . . . 4
◇ 公 告	建築士免許の取消し (住宅政策課) . . . . . 4
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第676号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第57回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託期間
一般財団法人米子市文化財団	平成25年9月28日から同年10月7日まで
日南町	平成25年10月18日から同月27日まで
倉吉博物館協会	平成25年11月1日から同月17日まで

## 鳥取県告示第677号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線
- 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
鳥取市本高、古海及び嶋
- 縦覧場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市役所都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）

## 鳥取県告示第678号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成25年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
平成25年9月13日	西伯郡大山町末長267-4	株式会社鳥取銀行大山支店
	東伯郡北栄町北尾91-2	株式会社鳥取銀行北条出張所

## 鳥取県告示第679号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成25年 9 月13日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
有限会社松建工業 代表取締役 松川 敏之	鳥取市津ノ井610	鳥取市細見字砂田ノ二653-7 外14筆（37,655.88平方メートル）	花崗岩（83,298.9立方メートル） 風化花崗岩（176.6立方メートル）	平成25年8月9日から平成28年8月8日まで	平成25年8月9日
足立 義明	岩美郡岩美町大字 真名374	岩美郡岩美町大字浦富字坊谷 3081-1外10筆（44,087.64平方メートル）	花崗岩（78,062.6立方メートル）	平成25年8月19日から平成28年8月18日まで	平成25年8月19日

## 鳥取県告示第680号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成25年 9 月13日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市湖山町西二丁目440 （1,513平方メートル）	砂（2,929立方メートル）	平成25年8月28日から平成26年8月27日まで	平成25年8月28日

## 鳥取県告示第681号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成25年 9 月13日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	

有限会社相互 商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖 山町北三 丁目468	鳥取市伏野字 砂浜2322外 8 筆 (8,358平方 メートル)	砂 (9,550 立方メート ル)	砂利採 取場の 所在地 及び面 積	鳥取市伏野字 砂浜2322外 2 筆 (4,740平方 メートル)	鳥取市伏野字 砂浜2322外 8 筆 (8,358平方 メートル)	平成25 年 8 月 30日
--------------------------------	-----------------------	--	-------------------------	-------------------------------	--	--	----------------------

## 内水面漁場管理委員会告示

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 7 号

平成25年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 2 号（コイの持出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成25年 9 月 13 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1・2 略	1・2 略
3 日野川水系のうち次に掲げる水域 (1)～(22) 略 (23) <u>伯耆町真野の真野 2 号砂防堰堤より下流の別所川</u>	3 日野川水系のうち次に掲げる水域 (1)～(22) 略 (23) <u>久古堰堤より下流の別所川</u>
(24)～(28) 略	(24)～(28) 略
4 1 から 3 まで以外の水系のうち次に掲げる水域 (1)～(18) 略 (19) <u>琴浦町下大江の白太セキより下流の加勢蛇川及びそれに接続する全ての用水路</u>	4 1 から 3 まで以外の水系のうち次に掲げる水域 (1)～(18) 略

## 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第 2 項の規定により公告する。

平成25年 9 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 建築士の氏名 荒田 英毅
- 2 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- 3 登録番号 第3134号
- 4 免許を取り消した年月日 平成25年 8 月 22 日
- 5 取消しの理由 死亡

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件の名称及び数量

交番・駐在所等ネットワークシステム回線接続機器賃貸借及び保守業務 一式

##### ア 借入物品

- (ア) 暗号化ルータ 1台
- (イ) ファイアーウォール 1台
- (ウ) 暗号化ルータ（LAN系） 90台
- (エ) 暗号化ルータ（LTE系） 18台

##### イ 購入物品

- (ア) ネットワークラック 107台
- (イ) 19インチラック 1台
- (ウ) O A電源タップ 109個
- (エ) ネットワークケーブル 109式

#### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

#### (3) 履行場所

入札説明書による。

#### (4) 履行期間

##### ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成26年1月21日

##### イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成26年2月1日から平成32年1月31日までとする。

#### (5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間（72月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

##### ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

イ (1)のアの物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

##### ウ (1)のイの物品の価格

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に72を乗じて得た金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした 2 者で次に掲げる要件を全て満たすもののうちの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成25年9月13日（金）から同年10月18日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類又はその他の賃借のその他であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとする場合は、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年10月3日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

エ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

オ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

カ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした 2 者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア、イ及びオの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともにその業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営であり、他の1者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類又はその他の賃借のその他であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとする場合は、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年10月3日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

エ 2者のうち1者は、鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年9月13日（金）から同月24日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平

成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年10月18日(金)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月17日(木)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に平成25年10月4日(金)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に72を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項に規定する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とするところがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。